

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日付に當たる翌日)

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

規則

目次

◇規則 子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八号

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則(昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「千八百円」を「千九百円」に、「九百円」を「九百五十円」に改める。

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可
土地改良法による換地計画の適否の決定
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。
昭和五十三年三月十四日

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則(昭和四十七年十二月鳥取県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「栄町」の下に「及び昭和町」を加え、「八、七七三平方メートル」を「一一、九九一平方メートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

鳥取県告示第二百三十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十六期鳥

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町二〇一二一	昭和五十三年三月一日

鳥取県告示第二百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年二月二十八日	マリ 医院	西伯郡淀江町大字今津五〇番地
昭和五十三年三月三日	クリ 内科胃腸科 クリニック	米子市西福原七二三

取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 四 次

殿

様式(1) 推薦書
昭和 年 月 日

第二十六期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合である。い。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でない。

三 推薦手続

(1) 推薦する者は、推薦書（様式①）を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由（鳥取市、岩美郡、八頭郡又は気高郡に主たる事務所を有する者を除く。〔〕において同じ。）して知事に提出する。

〔〕推薦する者は、労働組合資格審査申請書（様式②）推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出する。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付す。

五 推薦の期間

昭和五十三年三月十四日から昭和五十三年三月二十一日まで

（注） 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すること。

労働組合法施行令第二十一条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属労働組合の名前及びその地位	労働者の所属職場の名前及びその地位	備考

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づく
か、米子地域森林計画をたてたので、同法同条第六項の規定により、次の
とおり告示する。

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組合名

代表者名

㊞

一 縦覧に供する書類

1 米子地域森林計画書

2 米子地域森林計画図

三 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十四日から三月三十日間

四 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局

鳥取県知事第114311号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づく

か、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画
区の地域森林計画を変更したので、同法同条第六項の規定により、次のと
おり告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 龍 次

(第三種郵便物認可) 昭和53年3月14日 火曜日 鳥取県公報

- 一　縦覧に供する書類
- 1　鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画変更計画書
 - 2　鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び倉吉森林計画区の地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に係る森林計画図
- 二　縦覧に供する期間
- 昭和五十三年三月十四日から三十日間
- 三　縦覧に供する場所
- 鳥取県農林部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

- 1　立木の伐採の方法
- (1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2)　主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び

佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十四号

鳥取県告示第二百三十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長　西　尾　邑　次

大鷗土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（中田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長　西　尾　邑　次

- 一　保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡佐治村大字河本字大ミトチ八一四の一、八一四の三、字杉ノ澤
- 五三二の一
- 二　指定施業要件
- 水源のかん養

鳥取県告示第二百三十五号

昭和五十三年一月十三日付けで中山町から申請のあつた土地改良（高橋地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（園地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十七号

昭和五十三年二月二十三日付けで鳥取市から申請のあつた倉田地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百三十八号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、吉成団地地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとお

り告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社の掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年三月八日

鳥取県告示第二百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年八月三十一日 鳥取県指令受米土維第七百三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字北原開ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市道笑町二丁目二四二番地 高橋 務

四 施行地区

鳥取市吉成字下池田、字東土崎、字財ノ木及び字上池田の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十一年八月十二日

六 事業年度

変更後	変更前
昭和五十一年度及び昭和五十二年度	
昭和五十一年度から昭和五十三年度まで	

鳥取県告示第二百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年三月十四日次とおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定によ

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

申請人 所及び人 氏の名住	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市堺町三丁目 二番地 有限会社 尾崎ハウス建築 代表取締役 尾崎 光男	倉吉市中河原字道久橋五二三 一並びに五二三一一地先道路 及び水路	六・〇〇×一二・〇〇 メートル
	延長	九八・四〇メートル
		幅員

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和五十三年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十三年三月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 鳥取県知事選挙及びこれと同時に行う鳥取県議会議員補欠選挙
について

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合、及び代表者名、団体名)

鳥取県知事殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取

県

〔定価一部一箇月八百円（送料を含む。）〕